

(No47)
 (No48-2)
 (No49-2)
 (No50)
 (No51)
 (No52)

(カ) 沈澱池には、適当に沈澱処理槽を設け、または適当な日数の間留槽を設けた後に、適切な水質の水を排出すること。
 (キ) 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にへ下口を排出しないようなものとし、排水口は、適切な水質の水を排水する場合以外は閉門しないこと。
 (ク) 掘り込み式の沈澱池にあつては、沈澱池の周辺およびのり面が崩壊しないように措置されていること。
 (コ) 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。
 (カ) へ下口の処理
 へ下口の処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
 イ へ下口は、一定の場所に着信期間堆積して水分を除去した後に出分すること。
 ロ へ下口を処分する場合には、再度へ下口状態にならないよう留意すること。
 ハ へ下口の堆積物は、板固いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施されていること。
 (キ) 砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならぬ。
 イ 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況例

えは、水道用、農業用に使用されている等)、砂利採取場の立地条件、自然条件および技術的能力を総合的に勘案して、騒音防止の観点から適切なものであること。
 (カ) 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。
 (キ) 騒音防止
 騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならぬ。
 (ク) 砂利の堆積
 砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積するものでなければならぬ。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならぬ。
 (コ) 水切り
 砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を排出するものでなければならぬ。
 (カ) 採取場の処理
 採取場の処理は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
 (1) 掘り込み跡を処理する場合

イ 掘り込み跡は、原則として、埋めもどしを行なうこと。
 ロ 農地における掘り込み跡は必ず埋めもどしを行なうこととし、この場合、埋めもどされた土地は農地として使用し得る適切なものであること。
 ハ 農地以外の平地における掘り込み跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋めもどしを行なうこと。
 ニ 埋めもどしを行なう場合は掘り込みを完了した区域ごとに行なう限りすまやかに行なうこと。
 ホ 埋めもどしを行わぬ掘り込み跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。
 (2) 沈澱池の跡処理をする場合
 イ 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、へ下口の状況、厚さ等を考慮して適切な埋めもどしを行ない、十分に転圧しておくこと。
 ロ 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り戻し、へ下口を取り除いて、危険のないように整形しておくこと。
 山砂利の採取

から(3)のほか、次の各号に掲げる観点から審査することとし、必要に応じてこれらの事項を認可の条件として附するものとする。
 (1) 掘り込み跡が大きい場合には、できるだけの面に平地を設けること。
 (2) 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画道路をもつて掘り込みするものであること。
 (3) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合(例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき)は、掘り込み工事を行なうこと。
 (4) 砂利採取場には、丁張り等により掘り込み深および掘り込みの寸法を確認できる標示を行なうこと。
 (5) 砂利採取場には、原則として、固い質の危険表示等を設置すること。
 (6) 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。
 (7) 掘り込み跡への地下水の浸透等により、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないよう留意すること。
 (8) 同一砂利採取場が道路または他人の土地に掘り込みされている場合、運搬時においては、落石を防止するためベルトコンベアの下を

(1) 金網で囲う等の措置、または交通整理員を置き、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならぬ。
 (2) 水流、選別等
 (イ) 水流に必要な水の確保
 ① 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないよう留意したものでなければならぬ。
 ② 洗浄水を節約するためには、洗浄水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ロ) 洗浄水を節約する場合は、地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ハ) 洗浄水を節約する場合は、地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ニ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ホ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ヘ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ト) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (チ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (リ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ル) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (レ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ロ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (リ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ル) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (レ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ロ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (リ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (ル) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。
 (レ) 地下水の「逆流方式」を採用することが望ましい。

(イ) 沈澱池、懸集池は当該装置にあつた薬剤を投与し、その投入量は必要な浄水率を得るに足る量であること。
 (ロ) 沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
 (1) 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
 (2) 沈澱池は、原則として、地中に掘り込みしたものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、この場合でも、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。
 (3) 洗浄汚濁水を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱池の容量の七割とする。ただし、特殊な構造の沈澱池については個別具体的に検討すること。
 (4) 沈澱池は原則として、二つ以上設けること。この場合、一の沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。
 (5) 沈澱池を一つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水を滞留させる最高限度に達したときは、洗浄作業は中止すること。

(No47)
 (No48-2)
 (No49-2)
 (No50)
 (No51)
 (No52)

1 適用
 山砂利の採取には、次に掲げる原則によるほか、Ⅱの陸砂利の採取の準則を準用するものとする。

2 採取の期間
 採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、三年程度を目安としつつ、都道府県知事が提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

3 保安距離
 山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状・土質および附近の状況等を勘案して、十分に安全な保安距離をとつたものでなければならぬ。

4 掘さくの方法
 (1) 山砂利の採取の場合には、掘さくを終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定しよう配となるような計画であり、また必要に応じて平地を設けるものでなければならぬ。
 (2) 掘さくの過程においては、①比較的水平な丘陵にあつてはすき取り方式、②普通山のにあつては階段掘りを行なう等により、原則として、安定しよう配を保つよう掘さくするものでなければならぬ。
 (3) 山または丘陵の全体の傾斜が安定しよう配より急となる方法で掘さくを行なう場合には、掘さくの過程において矢板面を設ける等

土砂崩れの防止措置を施すものでなければならぬ。

(4) 降雨時において流水および土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設けまたは土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならぬ。

V 河川砂利の採取
 採取量
 採取量は、当該河川の状況、採取方法を考慮して適正なものでなければならぬ。

1 採取の期間
 採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法を考慮して適正なものでなければならぬ。

2 掘さく等の場所
 掘さく等(掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ)の場所は、次の各号の一に該当するものであつてはならない。
 イ 当該掘さく等により河川管理施設または許可工物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 ロ 当該掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 ハ 前各号に掲げるもののほか、当該掘さく等により河川管理土支障を与えるおそれ

② 掘さく等の方法等
 イ 掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならぬ。
 (1) 河川区域又は堤外の河川保全区域において掘さくの深さは認可をする際の河床から二メートル以内のものであること。
 (2) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。
 (3) 掘さくに伴う危険を防止するために、必要な措置を講ずるものであること。
 (4) 前各号に掲げるもののほか、当該掘さくにより河川管理土支障を生じないものであること。
 (5) 採取計画の認可をする場合において、掘さく等の方法等に関し、少くとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。
 (イ) 掘さくは、局部的な深掘を生じないように行なうこと。
 (ロ) 掘さく等の時間を定め、その定められた時間以外の掘さく等は行なわないこと。
 (ハ) 掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を

① 掘さくの方法
 (1) 掘さく等の場所
 掘さく等(掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ)の場所は、次の各号の一に該当するものであつてはならない。
 イ 当該掘さく等により河川管理施設または許可工物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 ロ 当該掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。
 ハ 前各号に掲げるもののほか、当該掘さく等により河川管理土支障を与えるおそれ

(2) 掘さく等の方法
 (イ) 掘さく等の方法は、原則として、安定しよう配を保つよう掘さくするものでなければならぬ。
 (ロ) 山または丘陵の全体の傾斜が安定しよう配より急となる方法で掘さくを行なう場合には、掘さくの過程において矢板面を設ける等

② 掘さく等の方法等
 イ 掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならぬ。
 (1) 河川区域又は堤外の河川保全区域において掘さくの深さは認可をする際の河床から二メートル以内のものであること。
 (2) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。
 (3) 掘さくに伴う危険を防止するために、必要な措置を講ずるものであること。
 (4) 前各号に掲げるもののほか、当該掘さくにより河川管理土支障を生じないものであること。
 (5) 採取計画の認可をする場合において、掘さく等の方法等に関し、少くとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。
 (イ) 掘さくは、局部的な深掘を生じないように行なうこと。
 (ロ) 掘さく等の時間を定め、その定められた時間以外の掘さく等は行なわないこと。
 (ハ) 掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を

別表
 掘さくの安定しよう配の標準

種	類	垂直1mに対する水平距離
砂	堅くしまつた砂利	1.5m
	堅くしまつていない砂利	1.0m
	堅くしまつた土	1.2m
堅くしまつていない土	高さ5mまで	0.8~1.0m
	高さ5m以上	1.0~1.5m
	高さ5mまで	1.0~1.5m
	高さ5m以上	1.5~2.0m

V 海砂利の採取
 海砂利の採取については、Ⅱの河川砂利の採取の準則を準用する。

VI 洗浄の取扱
 洗浄のみの認可の場合(河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設ける場合を除く)における洗浄の期間については、ⅡからⅤまでの採取の期間の規定にかかわらず、三年程度を目安としつつ、都道府県知事又は河川管理者が提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。